

# 高島の木の家づくりネットワーク会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、高島の木の家づくりネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(事務所)

第2条 ネットワークの事務所は、高島市今津町今津175番地に置く。

(目的)

第3条 ネットワークは、市内産木材を活用した家づくりを推進することにより、次の目的を達成するものとする。

- (1) 高島市内産木材を十分に活用して、「自然素材の家づくり」を推進する。
- (2) 木材生産者から施工者までのつながりを復活させて、「高島市内産木材の安定供給」を図る。
- (3) 家づくりを通して、「地域の資本を地域内で循環」させる。
- (4) 高島市内産木材を使うことを、「適正な森林管理」に結びつける。

(事業)

第4条 ネットワークは、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 「高島市内産木材」と「高島の木の家」のブランド化を促進する事業
- (2) 高島市内産木材の安定供給を促進する事業
- (3) 適正な利益を山側に還元するために、原木価格の向上を促進する事業
- (4) 木組みの見える家づくりを促進する事業
- (5) 地元産木材の活用と適正な森林管理による環境保全を促進する事業
- (6) 消費者の開拓とニーズの把握に関する事業
- (7) その他、ネットワークの目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 ネットワークの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 ネットワークの会員（以下「会員」という。）は、正会員および賛助会員の2種とする。

- (1) 正会員は、高島市内に森林を所有する者又は林業や家づくりを行う事業所を高島市内に有する者とする。
- (2) 賛助会員は、ネットワークの目的に賛同する個人、団体及び法人とする。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、次の要件を満たし、定められた入会申込書により申し込み、6ヶ月間の研修期間を経た後に運営委員会の承認を受けなければならない。

- (1) 正会員2名の推薦を得なければならない。
- (2) 高島市が主催する木の家づくりに関する講習を受講しなければならない。

(会員の権利)

第8条 正会員は、本会則に定めるもののほか、ネットワークの目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

(会員の義務)

第9条 会員は、本会則に定めるもののほか、その他の規則を遵守し、ネットワークの目的達成に必要な努力を行う義務を負う。

(会費)

第10条 会員は、毎年定められた会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員  
高島市森林組合は10万円、それ以外は1万円とする。
- (2) 賛助会員  
個人は5千円、団体又は法人は1万円とする。
- (3) 納入方法及び納入期限は、総会において別に定める。
- (4) ネットワークの運営に必要とする臨時会費は、総会の議決により徴収する。

(会員の除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、運営委員会において3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) ネットワークの目的遂行に反する行為のあるとき。
- (2) ネットワークの秩序を乱す行為のあるとき。
- (3) 会費納入義務を履行しないとき。
- (4) ネットワークの出席義務を履行しないとき。
- (5) その他会員として適当でないと認められるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う運営委員会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(休会)

第12条 やむを得ない事由により長期間出席できない正会員は、運営委員会の承認を得て休会することができる。

(退会)

第13条 会員は、ネットワークを退会しようとするときは、所定の業務を完了した上、その年度の会費を納入して、退会届を提出しなければならない。

### 第3章 役員・顧問・相談役

(役員の種類及び定数)

第14条 ネットワークに次の役員(以下「運営委員」という)を置く。

- |          |        |
|----------|--------|
| (1) 代表   | 1人     |
| (2) 副代表  | 1人     |
| (3) 部会長  | 5人     |
| (4) 副部会長 | 10～15人 |
| (5) 会計   | 1人     |
| (6) 監事   | 2人     |

(運営委員の選出)

第15条 運営委員は、総会において正会員のうちから選出する。

- (1) 代表は、運営委員の互選とする。
- (2) 副代表は、運営委員のうちから代表が選任し、運営委員会の承認を得る。

(運営委員の任期)

第16条 運営委員の任期は、1年とし、再任を妨げないものとする。

(運営委員の任務)

第17条 運営委員は、運営委員会を構成し、ネットワークを運営する。

- (1) 代表は、ネットワークを総括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表が不在のときはその任務を代行する。
- (3) 部会長は、ネットワークの部会を総括し、部会を代表する。
- (4) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在のときはその任務を代行する。
- (5) 会計は、ネットワークの会計を行う。
- (6) 監事は、ネットワークの事業及び会計を監査する。

2 前項の運営委員は、必要あるときは、任務を兼任できるものとする。

(顧問及び相談役)

第18条 ネットワークに顧問及び相談役を置くことができる。

- (1) 顧問は、学識経験ある者又はネットワークに功労ある者のうちから、代表が運営委員会の承認を得て委嘱することができる。
- (2) 相談役は、ネットワークの事業に精通した者のうちから、代表が運営委員会の承認を得て委嘱することができる。
- (3) 顧問及び相談役は、ネットワークの運営につき運営委員会に対し助言を行う。

## 第4章 会 議

(会議の種類)

第19条 会議は、総会、運営委員会及び部会とする。

(総会の種類)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、正会員で構成する。

(総会の招集)

第21条 通常総会は、毎年1回4月に代表が招集する。

2 臨時総会は、次の場合に代表が招集する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員会が招集を議決したとき。

3 総会を招集しようとするときは、開催日の5日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、代表がこれにあたる。

(総会の成立及び議決)

第23条 総会は、正会員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

2 総会の議決は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会の議決事項)

第24条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- (3) 事業報告及び会計報告の承認
- (4) 役員を選任及び解任
- (5) 会費の額の決定及び変更
- (6) ネットワークの解散
- (7) 解散の場合の会費の徴収、残余財産の処分方法の決定及び変更
- (8) 諸規則の制定及び廃止

(9) その他、ネットワークの運営上重要な事項

(運営委員会)

第25条 運営委員会は、必要に応じて、代表がこれを招集する。

(運営委員会の議長)

第26条 運営委員会の議長は、代表又は代表の指名した運営委員がこれにあたる。

(運営委員会の成立及び議決)

第27条 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

2 運営委員会の議決は、出席運営委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(運営委員会の議決事項)

第28条 運営委員会は、次の事項を審議処理する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) この会則の定めによって運営委員会の権限に属する事項
- (3) その他、ネットワークの運営上必要な事項

(部会の種類)

第29条 ネットワークに、次の部会を置く。

- (1) 森林管理木材生産部会
- (2) 木材ストック販売部会
- (3) 高島の木の家づくり部会
- (4) 高島の木の家コーディネート部会
- (5) 総務部会

(部会の招集)

第30条 部会は、必要に応じて、部会長がこれを招集する。

(部会の議長)

第31条 部会の議長は、部会長又は部会長の指名した部員がこれにあたる。

(部会の協議事項)

第32条 部会は、次の事項を協議検討する。

- (1) 運営委員会に報告する事項。
- (2) 森林管理木材生産部会
  - ア 適正な森林管理に結びつく木材生産方法の検討
  - イ 木材安定供給のための伐採箇所の検討
  - ウ 森林所有者への営業方針の検討
  - エ 伐採搬出方法の検討
  - オ 原木価格及び伐採搬出費の検討
- (3) 木材ストック販売部会
  - ア 製材の寸法の検討
  - イ 製材及びストックの方法や場所の検討

ウ 製材品の品質管理基準及び方法の検討

エ 製材品の販売価格や販売方法の検討

オ 木材流通調査

(4) 高島の木の家づくり部会

ア 高島の木の家の認定基準の検討

イ 高島の木の家の設計・施工の基準の検討

ウ 高島の木の家の価格基準の検討

エ 高島の木の家の品質管理の検討

オ 高島の木の家の個別および具体的な検討

(5) 高島の木の家コーディネーター部会

ア 高島の木の家づくり相談窓口運営の検討

イ 高島の木の家の普及宣伝及びワークショップの検討

ウ 高島の木の家の販売の検討

エ 高島の木の家の流通及び市場調査の検討

オ 高島の木の家づくりネットワークと消費者とのコーディネーターの検討

(6) 総務部会

ア 高島の木の家づくりネットワークに関する事項

イ 入会、休会、退会の受付

ウ 慶弔に関する事項

エ 会計に関する事項

オ その他庶務的な事項

## 第5章 会 計

(会計年度)

第33条 ネットワークの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第34条 ネットワークの資産は、次の収入をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 製材品販売手数料
- (3) 設計、建築工事請負契約手数料
- (4) 借入金
- (5) 委託料
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第35条 ネットワークの資産は、代表が管理し、その方法は代表が運営委員会の議決を経て定める。

## 第6章 管 理

(事務局)

第36条 ネットワークは、次に掲げる事務を処理するため事務局を設置する。

- (1) 高島市委託事業以外のネットワークの事業については、事務局を高島市森林水産課内（滋賀県高島市新旭町北畑565番地）に置く。
- (2) 高島市委託事業のネットワークの事業については、事務局を今津ヴォーリス資料館内（滋賀県高島市今津町今津175番地）に置く。

## 第7章 雑 則

(細則の制定)

第37条 本会則の運用を円滑にするために、本会則の施行について必要な事項は、運営委員会の議決を経て別に定める。

- 2 高島の木の家づくりネットワーク会員の責務を別に定める。
- 3 会計細則を別に定める。
- 4 高島の木の家基準仕様書を別に定める。
- 5 高島の木の家認定基準を別に定める。

## 附 則

1. 本会則は、平成21年8月20日から施行する。
2. 本会則は、平成21年10月16日から施行する。
3. 本会則は、平成22年4月28日から施行する。
4. 本会則は、平成23年4月1日から施行する。